

# クリーニング所(取次所) のてびき

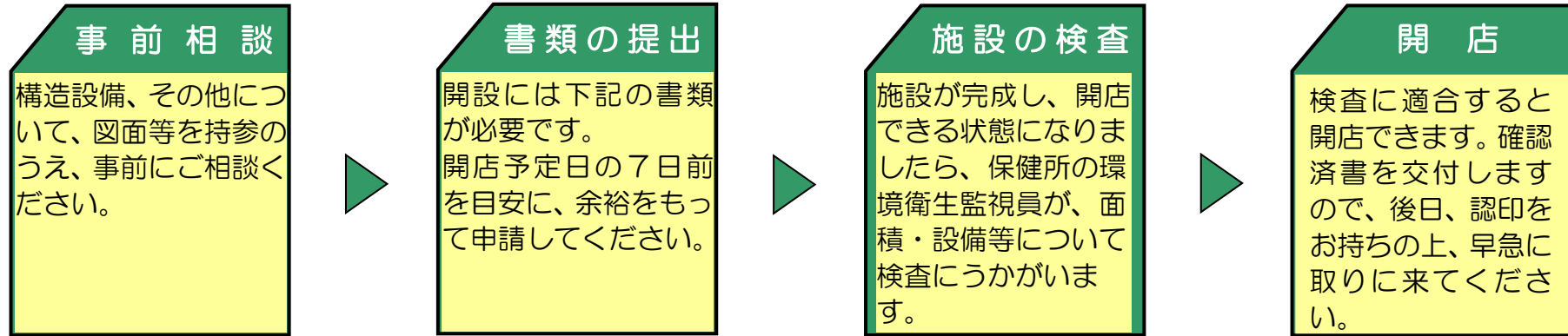


---

那覇市保健所  
生活衛生課 医務薬務環境グループ

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1-3-21  
電話 098(853)7963  
ファックス 098(853)7965

## クリーニング所(取次)開設までの手続き



### 開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
  - ❖ 施設の平面図（設備の概要を記載）
- 営業者（管理人を置く場合は管理人も併せて）
  - 個人・・・氏名、住所、本籍、生年月日
  - 会社・・・名称、住所、代表者氏名
- 従業員名簿
- 検査手数料（16,000円）
- 開設者が法人の場合：会社の登記簿謄本（6ヶ月以内）（**原本**提示）

※仕上げを行うクリーニング所の届出済証の写しも添付してください

# (例) クリーニング所 (取次) 構造設備概要

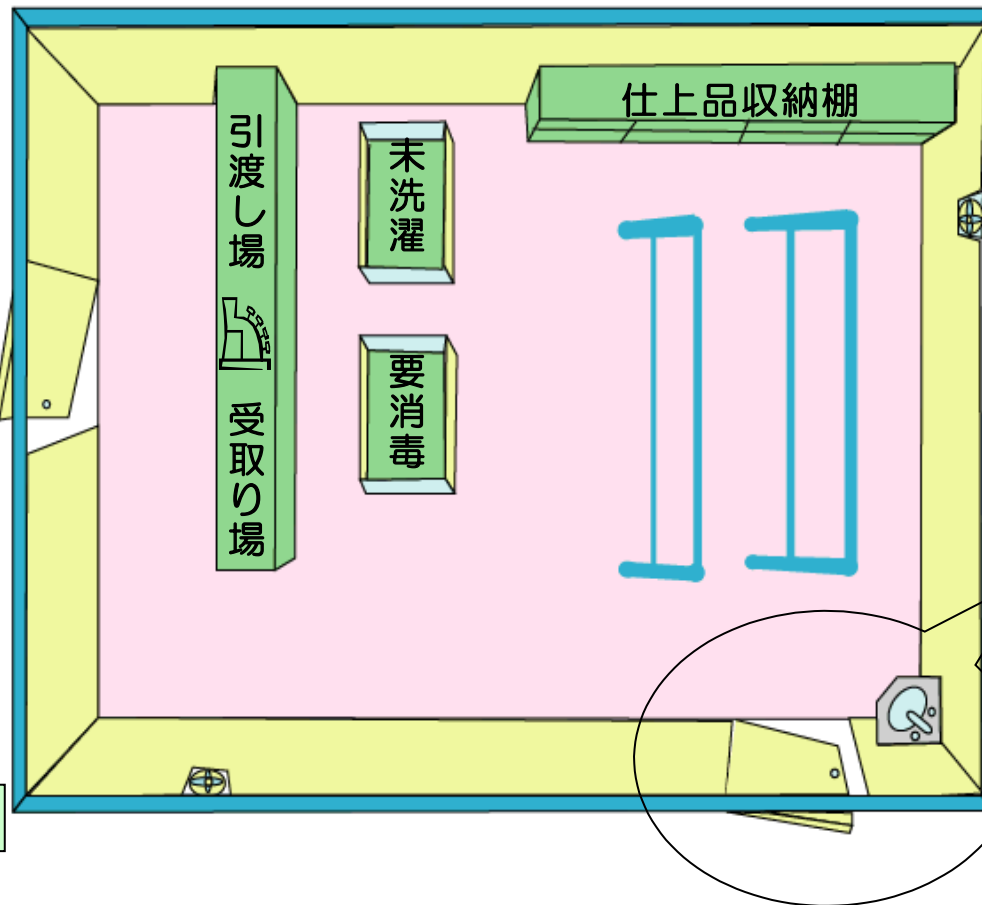
## 受取り、引渡し場

- 仕上りと未洗濯品がまざらないよう区分する。

出入口

床

- 不浸透性材料とする。



## 格納設備

- 未洗濯物、消毒を要する物、洗濯済、仕上りの品を明確に区別する。

## 換気・採光・照明

- クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

## 障壁・手洗い

- 食品の製造販売等、相互汚染の可能性のある施設内にある場合、壁・板等の障壁を設け、区分けする。

- 洗濯品と食品を同一人が扱う場合、手指の消毒が出来るようにする。

## クリーニング所の各種申請・届出手続きについて

～ 下記のような場合には申請や届出が必要になります～

### ◆ 新規開設届

- ・ 開設者が変わった。（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・ 施設を移転した。（仮店舗も含む）
- ・ 施設を大規模に増・改築した。等

必要書類

\*「開設までの手続き」をご覧ください

### ◆ 変更届

- ・ 法人代表者が変わった。
- ・ 施設を小規模に増・改築した。
- ・ クリーニング師が変わった。等

台帳記載項目が変わるときには変更届が必要になります。  
台帳記載項目とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（機械の台数など）となります。

\*施設の変更は事前に保健所に相談してください。

必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類（登記簿謄本や、施設設備図面）等

### ◆ 承継届

- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・ 開設者（法人）が合併または、分割により承継した。  
※ 相続、承継した後遅滞なく届出をしてください。

必要書類

\*承継届（共通）

（個人）

\*戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの）

\*相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹

（法人）・・・事前に保健所に相談ください

\* 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本

\* 分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本  
被相続人死亡60日以内に申請すること

### ◆ 廃止届

- ・ 営業をやめた。等

必要書類

\*廃止届・開設確認済証

## クリーニング所(取次)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と仕上済の洗濯物を明確に区別する。
従業者に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・クリーニング業務に従事する従業者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、<b>3年に1回、講習</b>を受けさせる。</li><li>・従業者に健康診断を受けさせる等、常に従業者の健康管理に注意する。</li></ul>

